○国土交通省告示第六百六十七号

海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第八条の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第M－266号	ふん尿等浄化装置	ＳＢＨ型	大晃機械工業株式会社	一日当たり、40人及び200人用のふん尿を処理する能力を有する仕様を追加する。

○国土交通省告示第六百六十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－559号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	Ｆ２－Ｐ30	天龍工業株式会社	富山県富山市婦中町道場1番地3

○国土交通省告示第六百六十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第Ｆ－345号	火災の危険の少ない家具及び備品（椅子）	Ｍｏｄｅｌ　4000Ｌ１	天龍工業株式会社	上張りを変更
第Ｆ－437号	〃	ＬＢ－0101Ｌ１	〃	上張り及び背もたれ詰物を変更
第Ｆ－438号	〃	ＬＢ－0101Ｍ１	〃	背もたれ詰物を変更

○国土交通省告示第六百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－539号	防火戸（Ａ０級）	ＭＳ－Ａ０－８	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地
第Ｆ－540号	防火戸（Ａ60級）	ＭＳ－Ａ60－５	〃	〃
第Ｆ－541号	防火戸（Ｂ０級）	ＭＳ－Ｂ０－５	〃	〃
第Ｆ－542号	防火戸（Ｂ15級）	ＭＳ－Ｂ15－５	〃	〃

○国土交通省告示第六百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十八年四月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5439号	船速距離計	ＪＬＮ－720	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号

○国土交通省告示第六百七十二号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月十四日

国土交通大臣　石井　啓一

1の表一般会計の項総合的物流体系整備推進費の項を削り、同表中「地方港湾に係るものに限る。」を「港湾法第二条第二項に規定する地方港湾（以下「地方港湾」という。）に係るものに限る。」に、「及び密集市街地総合防災事業」を「、密集市街地総合防災事業」に改め、同表中「密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）」の下に「及び空き家対策総合支援事業（空き家対策総合支援事業として行う住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）」を加え、同表中

緑地環境整備総合支援事業費補助	

を削り、同表中「空港・港湾アクセス道路」を「空港アクセス道路、港湾アクセス道路及びＩＣアクセス道路」に改める。

2の表一般会計の項総合物流体系整備推進費の項港湾機能高度化施設整備費補助金の項を削り、同表一般会計の項社会資本整備総合交付金の項摘要の欄に「社会資本整備円滑化地籍整備事業を除く。」を加え、同表中「市街地緑化防災対策推進事業費補助金」を削り、同表中

都市水環境整備事業費 北海道開発事業費	

を

都市・地域づくり推進費	民間集約 国際 歴史的

に改める。